

令和 7 年(2025 年)10 月 10 日

行政事務学区統括委員 様
行政事務取扱委員 様

甲賀湖南交通安全協会湖南支部
支部長 山 中 邦 夫

交通安全協会湖南支部啓発活動について（連絡）

仲秋の候、皆さまにおかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は交通安全活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、交通安全啓発支部活動の運営について、去る 7 月支部総会において各行政区を活動単位として運営委員をもって構成し、支部活動にご協力いただけるように規約の改正が承認されました。なお、運営委員は区長もしくは区長の指名となっております。また啓発活動の運営は、輪番制によりご協力をお願いのうえ取り組みたいと思います。

つきましては、下記のとおり運営委員を選任のうえご報告くださいますようお願い申し上げます。

記

- 報 告 先■ 甲賀湖南交通安全協会事務局または湖南市危機管理・防災課
直接または FAX にてご報告ください。
- 報告期限■ 令和 7 年 10 月 24 日（金）
- そ の 他■ 任期（1 年） 令和 7 年度は残任期間（令和 8 年 3 月 31 日）迄
交通安全協会の会員資格者

甲賀湖南交通安全協会事務局 宛
湖南市 危機管理・防災課 宛

交通安全啓発活動の運営委員について以下のとおり報告します。

区 名	区 長	運営委員氏名	郵便番号	運営委員住所

- ・運営委員を指名されない場合（運営委員氏名・運営委員住所欄は斜線で抹消ください）
- ・交通安全協会の会員資格
- ・地域まちづくり協議会の運営委員ではありません

・問い合わせ先
湖南甲賀交通安全協会
電話・FAX：0748-63-5671
湖南市危機管理・防災課
電話：0748-71-2303
FAX：0748-72-2000

甲賀湖南交通安全協会湖南支部規約の一部を改正する規約の制定について

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 名称を甲賀湖南交通安全協会湖南支部（以下「支部」という。）称し、事務所を甲賀警察署交通課内に置く。

(目的及び事業)

第2条 支部の目的及び事業は、甲賀湖南交通安全協会（以下「本会」という。）会則に定めるところによる。

(構成)

第3条 支部は、支部内に居住する自動車（原動機付き自転車を含む）運転免許所持者、交通関係事業者、交通に関する学識経験者及び本会の趣旨に賛同する各種事業団体並びに個人をもって構成する。

(組織及び運営)

第4条 支部は、円滑な支部の運営に寄与することを目的とし、以下の地域まちづくり協議会を単位として運営組織を置く。

- (1) 三雲学区まちづくり協議会
- (2) 石部学区まちづくり協議会
- (3) 石部南学区まちづくり協議会
- (4) 岩根まちづくり協議会
- (5) 菩提寺まちづくり協議会
- (6) 下田学区まちづくり協議会
- (7) 水戸学区まちづくり協議会

2 運営組織は、各行政区を活動単位として運営委員をもって構成し、支部活動に協力する。

なお委員は、各区長もしくは区長の指名とする。

第2章 会員

(支部会員)

第5条 支部の会員は、本会会則に定める会員とする。

第3章 役員

(役員)

第6条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 5名
- (3) 常任理事 10名

(役員選任)

第7条 支部長及び副支部長は、総会にて支部会員の中から選任する。

2 副支部長は、次のとおり選任する。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 市交通安全を主管する部長職の者 | 1名 |
| (2) 市交通安全を主管する課長職の者 | 1名 |
| (3) 支部長が指名する者 | 3名 |

3 常任理事は、支部長が委嘱する。

(役員の職務)

第8条 支部役員の職務は次のとおりとする。

2 支部長は、支部を代表し、支部の会務を総括する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長の指名する順位により、その職務代理する。

4 常任理事は、次に掲げる職務を担う。

- | |
|--|
| (1) 常任理事会を構成し、支部の会務の執行にあたる。 |
| (2) 総会を構成し、支部の運営及び事業の執行にあたる。 |
| (3) 会員を代表し、支部会議の重要事項を審議するとともに、本会議の理事を兼務する。 |

5 事務局は、支部の会務を補佐し、会計事務にあたる。

(役員の任期等)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第6条第1項各号に掲げる者に、欠員が生じた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 顧問

(顧問)

第10条 支部に顧問を置く。

2 顧問は、湖南省長及び湖南省議会議長をもってこれにあてる。

3 顧問は、支部長の諮問に応じ、又は会議に出席して支部の運営及び事業について意見を述べることができる。

第5章 会議

(会議の種類等)

第11条 支部の会議は、総会、常任理事会とする。

2 総会は、役員をもって構成する。

3 常任理事会は、支部長、副支部長及び常任理事をもって構成する。

4 常任理事会は、支部長が招集し、その議長となる。

(会議の定員等)

第 12 条 会議の構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数により決定する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会)

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年 1 回、臨時総会は役員の 3 分の 1 以上の要求があったとき、及び支部長において必要があると認めたとき、支部長が決定する。

2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 重要な事業計画について承認すること。
- (3) 役員の選任をすること。

3 この規約に定めるもののほか、議長の選出、その他総会の運営について必要な事項は、総会においてこれを定める。

(常任理事会)

第 14 条 常任理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案。
- (2) 総会の議決を要する事項で、総会を招集するいとまがなく、支部長が緊急に処理する必要があると認めたとき。
- (3) 総会の議決により委任された事項。
- (4) 定型的、恒例的な事業の実施計画。
- (5) その他支部長が必要と認めた事項。

2 前項第 2 号及び第 3 号について、次の総会で承認を受けなければならない。

第 6 章 雑 則

(備付簿冊)

第 15 条 支部には、次の簿冊を備え付けるものとする

- (1) 役員名簿
- (2) 回議書類綴
- (3) 備品台帳
- (4) 表彰者名簿
- (5) 表彰関係書類
- (6) その他支部長が必要と認める簿冊

第 16 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は常任理事会の議を経て支部長が別に定める。

2 この規約に定めるもののうち、緊急やむを得ないときは、支部長が専決することができ

る。

- 3 前項において専決した事項は、次の常任理事会、総会に報告しなければならない。
- 4 この規約を施行するため、必要な事項については、支部長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年7月30日から施行する。